

兵庫県公報

平成23年3月31日 木曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 包括外部監査の結果に係る措置結果について	1

監査委員公告

平成23年3月31日

兵庫県監査委員

越智 一 雄

天宅 陸 行

北林 泰

田中 章 博

包括外部監査の結果に係る措置結果について

平成22年3月31日付けで公表した包括外部監査の結果に対し、知事及び教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が、平成23年3月7日から11日までの間にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成22年 3月31日付け包括外部監査報告に係る措置

貸付金にかかる財務事務の執行について

外部監査人の指摘事項及び意見	対応及び改善策
<p>第2章 アンケート</p> <p>VI 各部局アンケート結果の総括的意見</p> <p>(1) アンケートの結果、類似の目的・対象への貸付事業が複数の部局、所管課でそれぞれ行われていることがわかった。貸付事業の充実を図るだけでなく、業務負担の増加、行政コストの増大に対応してその業務のスリム化を図ることを検討することが求められる。</p> <p>また、新規貸付金額が低迷している貸付事業もあり、事業の存続を検討することも必要である。(意見)</p>	<p>貸付けの必要性が低下し、廃止すべきものがないか、類似の貸付けがあり統合できるものがないかなど、毎年度の予算編成の中で見直しを行っていく。</p>
<p>(2) 間接貸付事業では、実際の貸付業務を執り行うのは外部の金融機関等であり、新規貸付、債権管理等の管理を金融機関に任せていることも理解できる。しかし、貸付債権が回収不能となった場合、その損失を負担する義務を県が負っている貸付事業もあり、もう少し踏み込んだ県の関与が期待される。(意見)</p>	<p>兵庫県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）に対しては、損失補償の支払時（年2回）に貸付け（保証付与）の妥当性について確認を行っている。</p> <p>また、年度開始前（今年度はH22. 3. 24に開催）や制度変更発生時の説明会（今年度はH22. 10. 5に開催）にて、各金融機関に対し、適切な審査について周知徹底している。</p> <p>今後とも直接各金融機関に対し、適時、同様の対応を実施していく。</p>
<p>第3章 監査の結果と意見</p> <p>第2節 貸付金事業個別検討</p> <p>I 兵庫県私立高等学校入学資金貸付事業</p> <p>(1) 利用者の声を制度の改善に反映させる仕組みについて</p> <p>現状、県では当貸付金利用者に対し貸付金制度についてのアンケートなどは特に実施していない。しかし例えば返済方法等について現状の制度が利用者のニーズにあったものになっているか、30万円という貸付限度額は十分なものか、等についてアンケート等により利用者の声を聞き、対応を検討するといった制度の存在が望ましいと考えられる。(意見)</p>	<p>返済方法は、県の利子負担や回収促進の観点から、また、貸付限度額は、県内私立高等学校の入学金の状況を踏まえるなど、貸付条件については、適切に設定しているものであり、直ちにアンケートの実施による見直しが必要とは考えていない。</p> <p>県として、社会経済状況、私立高等学校を取り巻く環境の変化等について随時情報収集を行い、引き続き制度が適切なものとなるよう、検討していく。</p>
<p>(2) 損失補償後の回収インセンティブについて</p> <p>制度全体としての回収率は毎年90%近くで推移しており、また回収率は直近3年間でみると向上してきている。但し損失補償を実行した後で検討すると現状の制度では取扱金融機関及び学校法人が損失補償を受けた後に引き続き当該債権の回収を継続するインセンティブがほとんどなく、回収努力がなされる仕</p>	<p>制度全体の回収率は毎年90%程度で推移しており、低所得者への貸付け等福祉施策的色彩をもった制度としては、回収率は大変高いと認識している。</p> <p>これまでから、回収率が低い学校法人（回収率90%未満）に対し、文書による改善指導や、個別ヒアリングを行うなどの重点的指導により、全体の回収率の向上を図ってきた。</p>

<p>組みとなっていない。</p> <p>学校法人または取扱金融機関に対して損失補償がなされるのは最終償還期限から3箇月を経過しただけの未回収債権であり、回収努力次第では回収しうる債権も存在すると考えられるが、毎年の損失保証残高に対し損失補償後の回収率は1%よりもはるかに低く数十万円にとどまっているのが現状である。貸付金残高および未収入金残高が増加傾向である事を鑑みると何らかの制度的な回収インセンティブを検討する事が望まれる。</p> <p>(制度的なインセンティブの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損失補償契約において主たる債務者に求償することができる旨を定め、県として借受人に対して直接回収を図る制度に変更する。 ・損失補償の請求権発生時期を現行の様子一律最終償還期限から3箇月とするのではなく、借受人が客観的に回収不能となった時へ変更する。 <p>この他にも制度的なインセンティブは考えられるので、例えば有識者の検討会議を設定して検討を重ねる等、県として回収率向上により積極的に努める事が望まれる。(意見)</p>	<p>また、平成21年3月には、回収率が低調な2法人に対し、改善計画書を提出させ、回収率向上に向けたより一層の努力を依頼した。</p> <p>近年の回収率の向上は、これらの指導の成果が徐々に表れてきていると思われるため、今後とも、引き続き各学校法人への口頭・文書指導を行い、回収率の向上に努める。</p> <p>一方、損失補償後の債権回収については、要綱により、各学校法人に努力義務を課しているにとどまっているが、借受人の返済能力を考慮すると、ある程度の貸し倒れリスクは想定しておく必要がある。</p> <p>最終償還期限から損失補償を行うまでの期間の延長について、平成22年10月に、取扱銀行と協議したが、期間の延長は制度存続上困難であるため、現状どおりの3箇月で運用する。回収率が極端に低い学校法人については、経常費補助金において、損失補償後の回収率を反映させた配分などを検討する。</p> <p>なお、県が求償権を持って直接回収業務を行うことについては、業務量、人員配置等も勘案すると現状では難しい。</p>
<p>II 生活福祉資金貸付事業（震災時特例貸付）</p> <p>(i) 県貸付金の免除（債権放棄）の扱い</p> <p>平成20年度末の償還額滞納分は約44億円（未償還率42.8%）である。この多くは国が免除規定を明確にしなかったがために県社協が処理を保留し、県も債務免除を行っていないものである。</p> <p>震災後15年が過ぎ、このまま当該貸付金の処理を行わないのは業務の効率性から問題である。これに対応するため、県は平成22年2月定例県議会で償還免除規定を整備する条例改正を行ったところであり、借受人の弁済についての公平性に十分な配慮を行いながら、県社協は借受人への免除規定の適用を検討する必要がある。この場合、未償還残高44億円のうちの約40億円（徴収困難、徴収不可能の区分）の不納欠損が生じる可能性があり、県は最大約10億円の損失（1/4）を被ることになる。</p> <p>今後の運用に当たっては、県費負担が伴うこともあり、県民への適切な情報開示のもとで当該貸付金の処理を進めていく必要がある。(意見)</p>	<p>生活福祉資金貸付事業（震災時特例貸付）の兵庫県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）から借受人への免除については、生活福祉資金の通常資金の免除規定である「生活福祉資金貸付金償還免除規程」に基づいて行えることが、平成21年度に国から示された。</p> <p>このため、県は、県社協が借受人に免除した債権相当額について、県への原資の返還を免除できるよう、平成22年2月県議会において「貸付金の返還の免除に関する条例」に震災特例貸付についての条項を盛り込む条例改正を行い、現在、当該条例に基づき、免除要件を具備した債権について随時、適切に免除手続を進めているところである。</p>

<p>(2) 県社協の延滞利子の督促等について</p> <p>延滞利子については、特段の督促が行われていない。借受人側からの照会に応じることには留まっている。元金完済者が時間経過とともに失念等により未納となるケースが生じている。借受人の弁済についての取扱の公平性を確保するため、延滞利子の未納者に対しても適切な債権回収手続を行うべきである。(意見)</p>	<p>県社協では延滞利子が未償還の者全てに、元本利子完済時に延滞利子額の通知を行っているが、膨大な償還事務を進めるに当たって、優先順位をつけて効率的に行う必要があるため、当面は元本・利子が未償還の者を優先的に督促し、少しでも元本償還額を増加させることに努めている。</p> <p>なお、延滞利子が未償還の者は、償還期限経過後に分納等により償還が行われ元本完済となったものであり、ほとんどが償還困難なケースであるため、今後、債権回収とともに免除要件に該当するものは免除する等、適切に債権管理を進めていく。</p>
<p>(3) 県社協の確定延滞利子等の区分(分析)について</p> <p>元金完済の貸付先の未収金にかかる確定延滞利子等1,491百万円は、滞納理由別区分がされていない。確定延滞利子等のうち、10年の消滅時効になるものは県社協の判断で免除可能なものである(元金は完済されており、県への返納は終了している)。時効の判定が出来ない状況では、生活福祉資金会計準則で備えなければならない補助簿等「時効到来者一覧表」の整備ができないことになる。確定延滞利子等の適切な管理を行い、時効が到来した場合は、当該補助簿等の整備が必要である。(指摘)</p>	<p>確定延滞利子等は、償還期限経過後に分納等により償還が行われ元本完済となったものであり、ほとんどが償還困難なケースで、債権回収とともに免除要件に該当する事例が発生した場合は免除を行うなど、適切な債権管理に努めていく。</p> <p>また、生活福祉資金会計準則に基づく時効到来者一覧表は、今後、該当者の発生に応じ適切に整備する。</p>
<p>(4) 県社協の簿外債権の整理について</p> <p>県社協の貸付利子及び延滞利子の会計処理は、収入の事実を確認した日の属する会計年度に行われている。貸付利子等の未収は貸借対照表外で管理されており、対象金額、免除等の取扱額などは決算書に現れない。取扱いの公平性を確保しながら、慎重な債権整理処理を行うことが望まれる。(意見)</p>	<p>引き続き、免除要件該当性の厳格な審査など、取扱いの公平性を確保しながら、慎重に債権整理処理を行っていく。</p>
<p>Ⅲ 災害援護資金貸付金事業</p> <p>(1) 貸付事業の効率性等</p> <p>平成20年度末の各市の未償還金額82億円のうち約80%の64億円が支払猶予中であり、約20%の18億円が徴収不可能又は困難なものとなっており、未償還金額の全てが回収に関して何らかの課題を抱えていることとなる。すなわち、合計金額にして約82億円が不良債権化していると解される。</p> <p>免除規定の拡大及び市の返還がないまま平成20年度末時点で国に全額償還するとすれば、</p>	<p>災害援護資金貸付金は、従来から償還期限の延長を県と市が一体となって国に要望を行ってきた。</p> <p>その結果、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の平成18年1月一部改正により、市が支払猶予した貸付金の国・県への償還期限について、当面5年間延長され、平成23年1月には3年間の再延長の方針決定がなされた。</p> <p>この国の決定を踏まえ、関係各市に一層の償還努力を促すとともに、少額償還では未償還金の全額の回収が困難な状況にあることや、借受</p>

<p>最大約82億円が県の負担になる恐れがあると考えられる。また、国がその負担割合である2/3を最終的に負担したとしても、県費分について補助金又は地方交付税措置がなければ1/3相当の約27億円が県の負担になることとなる。</p> <p>県及び実施主体である各市には、実質回収が困難な不良債権にかかわる膨大な管理コストを負担させられているものであり、行政の効率性に問題がある。今後とも県民への適切な情報開示のもとで免除範囲の拡大などの具体的措置を国との間で早急に折衝する必要がある。(意見)</p>	<p>人・保証人がともに破産するなど、事実上償還金の徴収が不可能なケースについて免除とする取扱いに至っていない状況にあることから、国に対して償還免除要件の拡大とともに、必要な財政支援について、関係各市と一体となって引き続き要望を行っている。</p>
<p>IV 中小企業高度化事業資金貸付</p> <p>(1) 貸付予定先が個人である場合の償還予定年数の計算について</p> <p>高度化事業審査会に提出報告している償還予定年数の算定基礎については、税引後利益を算定基礎としている。これに対し、個人が貸付予定先である場合の審査会への提出資料には、償還予定年数の算定基礎が、所得税の課税所得により算定されていた。算定基礎を税引後利益としているならば、当該課税所得から所得税及び住民税を控除した金額を用いる必要がある。(指摘)</p>	<p>平成22年度以降に個人に対して貸付けを行う場合は、高度化事業審査会に提出報告している償還予定年数の算定基礎について、課税所得から所得税及び住民税を控除した金額で算定するよう徹底した。</p>
<p>(2) 貸付申請時の高度化事業審査会に提出する資料について</p> <p>高度化事業審査会へ提出される参考資料を作成する基礎データの抽出方法が、ルール化されていないために、恣意性が介入する危険性がある。</p> <p>恣意性を排除し、数値の期間比較性を確保するためにも、抽出方法を明確にルール化する必要がある。(意見)</p>	<p>平成22年度以降に貸付けを行う場合は、基礎データ抽出に当たっての恣意性を排除し、数値の期間比較性を確保するため、予算化前と貸付け前の2度の高度化事業審査会における審査資料に用いる過去の業績等のデータの年度を統一するなど、高度化事業審査会へ提出する様式の統一化を図った。</p>
<p>(3) 高度化貸付事業の見直しについて</p> <p>ここ数年、新規貸付の件数及び金額ともに少なく、平成20年度においては、新規の貸付件数がなかった。高度化貸付が申請から貸付けまでの期間(概ね4年)が長く、償還期間が長期(概ね15年～20年)になるため、債権管理にかかる管理コストを考えた場合に、制度としての意義を見直す必要があるのではないかと考えられる。</p> <p>また、他の中小企業等の制度融資で十分対応できるのではないかと考えられる。</p> <p>当該貸付事業が、中小企業等を支援しよう</p>	<p>中小企業高度化事業は、中小企業者が他の事業者との連携若しくは事業の共同化を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う事業であり、中小企業等の制度融資よりも、利率や貸付期間の優遇、貸付前後の事業計画等に対する専門的立場からの診断助言等の点で有利な制度となっている。</p> <p>近年、高度化資金の貸付件数は減少しているが、商店街等の共同施設整備への支援や中小企業者の災害支援等の事業ニーズも残っていることから、事業の必要性や効果、回収可能性を慎</p>

<p>とする行政サービスの一環として実施している点については一定の理解を示せるが、結果的に多額の延滞債権等を生じさせているという事実に対して、県民への説明責任として当該貸付事業の必要性とその効果の程及びそれにかかる回収や債権管理等の管理コスト等を比較検討し、事業としての必要性を見直し、より利用しやすく、また、償還が促進される仕組みとなるよう、国に制度の見直しを要請するべきではないかと考えられる。(意見)</p>	<p>重に判断しながら貸付けを継続することとする。</p> <p>なお、平成22年度には、中小企業再生支援協議会の支援を受けた再生計画等に応じた償還期限の延長や、履行期限延長の特約など、徴収上有利と考えられる改善措置が講じられたところであり、償還がより促進されるような仕組みが必要と考えられる場合は、国への制度改善の要望に取り組んでいきたい。</p>
<p>(4) 貸倒リスクへの対応について</p> <p>現状、全体的な残高の把握は行っているが、債権区分ごと及び資金群ごと等の総括表の作成及びその管理ができていない。それらによる貸倒リスクの程度等を判別し、新規貸付時点におけるその分析結果をフィードバックする管理が必要と考えられる。(意見)</p>	<p>新規貸付の審査に当たっては、事業の採算性に関する経営診断等に基づく適正な審査に努めてきたところであるが、平成22年度には、既往債権に係る従来の総括表を、債権区分と資金群別に貸倒リスクの程度が判別できるよう整理して再編成したところであり、平成22年度以降の新規貸付審査においては、こうした資料も審査に活用することとした。</p>
<p>(5) 債権管理にかかる人員について</p> <p>高度化貸付に対する債権管理に携わる人員が、債権規模から考えて少ないのではないかと考えられる。当該制度融資が必要であると考えるのであれば、貸付時の審査のみばかりではなく、貸倒リスクも考慮に入れた債権管理の重要性を認識し、人員の配置を検討する必要があるのではないかと考えられる。(意見)</p>	<p>債権管理については、正常先、条件変更先、延滞先案件など、その内容によって対応が違ってくる。これまでも債権管理担当のみではなく経営診断担当(4人)とともに個別の経営状況について把握してきている。</p> <p>現状においても回収の極大化が図れるよう債権管理を行っており、現行の債権規模及び債権のリスク管理上は、人員コストも踏まえると必要な体制はとれていると考える。</p>
<p>(6) 延滞先債権についての経過状況報告について</p> <p>延滞先債権については、時系列で現在に至った経過状況が分かるような資料の作成が必要であると考えられる。また、債権管理審査会においても、延滞先債権について今後の対応についての報告を受けるだけでなく、その経過報告を求め債権管理を検討する必要があると考えられる。(意見)</p>	<p>これまでも台帳及び毎年の延滞先状況報告の作成により経緯を記録してきているところであるが、債権管理審査会ではその記録に基づく経過も踏まえて今後の対応方針を諮り、債権管理を行うこととした。</p>
<p>(7) 担保及び連帯保証人の追加確保の必要性について</p> <p>基本方針において、担保の追加設定と連帯保証人の追加徴求を規定しているが、その通り実施されていないものが散見された。現状基本方針がある以上、それに従った取組をする必要がある。(指摘)</p>	<p>指摘事案は、現に債務者や連帯保証人に追加可能かつ換価価値のある担保が無く、新たな連帯保証人を追加することが困難な事案であるが、県が定めた「中小企業高度化資金に係る債権管理の基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づく担保及び連帯保証人の追加確保については、徴求可能な担保や連帯保証人がある限り、引き続き努力し、債権保全に万全を期したい。</p>
<p>(8) 正常償還以外の債権先に対する対応について</p>	<p>正常償還先以外の債権については、回収整理先、再生支援先に分類し、これまでも、独立行</p>

<p>正常償還以外の債権について、対応指針及び基本方針において債権区分に応じた対応方法があるが、県としては現状その指針等に基づくことは必ずしもできておらず、基本方針に記載されている対応方法と現実の対応状況とが大きく乖離した状況となっている。(指摘)</p>	<p>政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が定める「都道府県の債権管理に関する対応指針(平成19年 2月28日 要領18第50号)」(以下「対応指針」という。)を踏まえ、債権管理してきたところである。平成22年度より債権管理審査会において、条件変更先債権に加え、延滞債権についても、貸付先ごとの対応方針を協議しているところであり、今後も、債権管理に万全を期していく。</p>										
<p>(9) 債権の回収可能性について 行政上のサービスの面だけでなく、県民に対する説明責任も考えた場合に中には完済までに1,000年を超える債権もある。回収困難な債権に対してどのように回収に取り組むのか高度化貸付全体のビジョンとして考えるべきではないかと思われる。現状、実質的に回収困難と考えられる債権は次の通りである。 (百万円)</p> <table border="1" data-bbox="288 927 825 1046"> <thead> <tr> <th>延滞先債権</th> <th>条件変更先債権</th> <th>実質回収困難債権</th> <th>H20年度貸付残高</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,097</td> <td>5,335</td> <td>9,433</td> <td>49,535</td> <td>19.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、延滞先債権は全額回収困難とし、条件変更先債権は償還年数が50年以上の債権を回収困難とし集計した。(意見)</p>	延滞先債権	条件変更先債権	実質回収困難債権	H20年度貸付残高	割合	4,097	5,335	9,433	49,535	19.0%	<p>債権回収が困難な状況にある債権については、債権管理審査会で徴収上最も有利な方法となるよう個別に検討を行うとともに、貸付金の財源の一部負担をしている機構とも十分に協議して対応しているところである。なお、債権管理審査会における検討を行う中で、高度化事業の制度改正等を踏まえつつ、債権管理全体のあり方についても適時議論を行い、債権管理の見直しを行っていくこととしたい。</p>
延滞先債権	条件変更先債権	実質回収困難債権	H20年度貸付残高	割合							
4,097	5,335	9,433	49,535	19.0%							
<p>(10) 条件変更先債権に対する分類について 条件変更先債権は、再生支援の相手先としての分類であることを考えた場合、償還年数が長期になる貸付先に対して、債権の回収可能性をどのように担保できているのか、延滞債権とどのように債権管理区分上相違するのかが具体的に見受けられない。 手続的な債権区分ではなく、基本方針及び対応指針に沿った債権管理上の区分による債権区分を行うべきと考えられる。(意見)</p>	<p>条件変更先債権の分類は、機構の対応指針に基づく事業再生支援先としての分類に即したもので、現在の償還額から計算して償還が長期となる延滞債権については、経営の抜本的改善指導により償還年数の短縮及び完済が見込まれるものを条件変更先債権としているものである。 なお、経営改善の達成状況については毎年の債権管理審査会でフォローアップし、債権の回収可能性の担保に努めているところである。</p>										
<p>(11) 債権の分類判断過程について 債権の分類基準はあるものの、各貸付先に対してその債権区分を評価検討したチェックリストがないためにその判断過程が不明瞭となっている。 債権管理を行うに際しては、債権分類を行う過程が分かるようチェックリストを作成し、判断に恣意性が介入しないよう取り組む必要があると考えられる。(意見)</p>	<p>債権分類を行う際の判断過程を明確にするため、チェックリストを作成済みであり、平成22年度からチェックリストを用いた債権分類を行っている。</p>										
<p>(12) 貸付管理台帳のデータ化について 貸付管理台帳が手書きで行っているため大変見づらいものとなっており、台帳のデー</p>	<p>現在、管理台帳のデータ入力作業を進めており、平成23年3月末までの完了を目途に行っているところである。</p>										

<p>タ化が必要ではないかと考えられる。(意見)</p>	
<p>V 高等学校奨学資金貸付金</p> <p>(1) 併給確認手続の厳格化について</p> <p>貸付の条件である、「独立行政法人日本学生支援機構法による奨学金、母子及び寡婦福祉法による修学資金、勤労生徒奨学資金貸与規則による奨学資金及び特殊教育就学奨励費補助金及び特殊教育就学奨励費負担金の給付又は貸与されていない者」の事実確認は、貸付金の申請者が申請時に提出する「高等学校奨学資金申請書」において、貸与の有無を申請者本人が記入し、学校長がその事実を証しているところである。</p> <p>1 件当たりの貸付金額は多額ではないが、幅広く個人に貸与するという貸付金であれば、必然的に貸付総額は多額となるため、現時点では、奨学金等の給付を受けている者が当該貸付を受けたという事例は確認されていないが、今後、そのような事例が出てくる可能性もあることを考え、例えば、それぞれの関係機関から奨学資金の貸与を受けていないことの証明書の添付を義務付けるなどの方法など当初の貸付申請時の手続を厳格にすることが望ましいと思われる。(意見)</p>	<p>次の理由により、現段階での証明書の添付は考えていない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 併給禁止としている各奨学資金等の申請においては、在学証明書の発行など、在籍校を通じて行っており、併給禁止の事実確認はできている。 2 他府県の申請事務においても、併給禁止の事実確認において証明書の添付を義務づけることまでは行っていない。 3 近年の経済状況の悪化に伴い、貸与者数が増加している中で、貸与時期の早期化が課題となっており、貸与業務のスリム化が必要。
<p>(2) 督促並びに債権管理に関するマニュアルの作成について</p> <p>未収入金の発生額は毎年増加している。この要因として、督促並びに債権管理に関するマニュアルが作成されていないことが考えられる。県としては、他府県の情報を収集し、様々なケースの対応方法等を蓄積し、マニュアルを鋭意作成中とのことである。</p> <p>近年県に移管されてきた新たな業務であるためノウハウが乏しいことは理解できなくもないが、現実に貸付業務を実施している以上は、これらのマニュアルは必須である。今後、返済額が増加することからも、マニュアルの作成を急ぐ必要がある。(指摘)</p>	<p>債権管理にかかるマニュアルについては、平成22年5月に完成した。現在はこれらを基に事務を進めているところである。</p>
<p>(3) 貸付金の使途の確認について</p> <p>貸付先での事業支出が貸付けの目的通り行われていることの確認は、貸与者に、新規貸付の申請書類並びに毎年の継続申請書類に貸与申請の理由(奨学金の貸与を希望するに当たっての学業への熱意や家庭の事情等)を記載させることによって実施している。このような年に1度の確認が不十分とは言わないが、</p>	<p>他府県の申請書や事務手続においては、申請理由の記載もない状況であるため、レポート提出の義務付けについては現段階では実施は考えていないが、貸与申請時における制度目的及び貸与制度としての返還に関する意識付けについては、学校とも連携しながら行っていきたい。</p>

<p>例えば、貸与者が奨学資金を受けていることをより認識するための方法として、毎月就学状況などを記述した定期的なレポートの提出を義務付けるなどの方法も考えられる。これらの実施により、当該貸付金が、より制度目的を達成し、また、その後の滞留リスクを低減させることが出来るものと考えられる。(意見)</p>	
<p>(4) 貸付金残高の管理について</p> <p>県として、貸付金残高が十分に管理できていない。</p> <p>県の説明としては、「前年度末貸付金残高+当年度の新規貸付-調定額+(-)その他の増減額=当年度末貸付金残高」として、いわゆる理論残高による残高管理を実施しているとのことであるが、一般的に、残高管理に当たっては、理論残高のみの管理では不十分である。別途、定期的、どれほど少なくとも年に1度は、貸付金残高を、個人別の明細合計残高と突合する必要がある。</p> <p>なお、調査によって、個人別残高のほうが正しい金額であると判明した場合などにおいては、県の貸付金残高を適切に修正する必要がある。(指摘)</p>	<p>貸付金残高の管理については、指摘を受け、現在、債権現在高簿の数値と債権管理システムにおいて個人別に管理している数値との照合を進めているところである。今後も定期的に行っていきたい。</p>
<p>Ⅶ 中小企業融資制度</p> <p>(1) 間接融資制度全般についてのリスクコントロール</p> <p>間接融資制度全般についてのリスクコントロールについて、具体的にはそもそもの政策目標を達成するために負担可能な予算上限額を設定し、環境の変化に伴い損失補償金額の増加が見込まれるときは、「経済環境に応じた融資目標額の設定」などの手法を通じて制度融資総額の調整を行えるような手段を整備しておくことも検討すべきである。(指摘)</p>	<p>制度融資総額については、例年予算編成過程において、経済環境を見極めつつ、適切な総額の検討を行い決定している。</p>
<p>(2) 中小企業の新規事業の全般的なサポート体制の構築</p> <p>経営革新貸付制度は、中小企業の新たな事業に貸し付けるいわゆるチャレンジ型の融資であり、事業リスクは高く、融資制度要件を形式的に適用すれば、貸付後、短期間でデフォルトの状態に陥る会社が今後も発生する可能性が高い。</p> <p>そのような事態を回避するため、単に兵庫県が資金を貸し付けるだけでなく中小企業の経営全般をサポートするため、すでにある</p>	<p>中小企業者の経営サポートとしては、商工会議所等とも十分な連携を図りながら、各種事業を進めている。中でも経営革新計画承認企業に対しては、承認後速やかに総合相談窓口や専門家派遣事業などの支援策をパンフレットで案内している。また、経営革新計画期間が1年以上残っている企業に対してフォローアップ研修を実施するなど、経営計画の見直しや具体の支援策にかかる情報提供・支援を実施している。加えて、こうした情報を保証協会とも引き続き共有していく。</p>

<p>兵庫県の他の中小企業育成事業あるいは兵庫県下の市町村や商工会議所等の中小企業支援事業との連携を十分に意識し、経営計画に基づき事業が軌道にのることを支援する体制を構築することが望まれる。またそのためにも、貸付先の中小企業の課題や事業リスクに関する情報を保証協会と十分に共有すべきである。(意見)</p>	
<p>VIII 地域金融支援保証制度</p> <p>(1) 融資基準の明確化</p> <p>制度上はCRDランク (※) により条件を提示した上で融資するとされているが、そのほかに債務超過でないか、実質的な営業損益が黒字か、などの商工中金独自の審査基準を設けており、これらは明文化されていない。制度融資の衡平性を保持するため、また、商工中金が審査に際しプロフェッショナルの視点から融資実行に至った判断の証跡を明らかにするため、融資基準は業種別、業容・業歴別に複雑になろうとも明文化されるべきと考える。(指摘)</p> <p>※CRDランク：CRD(Credit Risk Database)に基づく評価。CRDとは中小企業の経営データ(財務データ、デフォルト情報等)により、信用リスクの測定を行うシステムで、信用保証協会等を中心に利用されている。</p>	<p>融資基準については、審査業務に支障をきたすおそれがあるため、一般的に金融機関は開示していないが、商工中金に対しては可能な範囲で県等には提示できるよう基準の明文化を要請し、その結果、審査項目や保証申込が特に多い業種について融資基準が明示された。</p>
<p>(2) 審査の中立性の確保</p> <p>商工中金が利害関係者となった場合に、商工中金としては県と利益相反の関係にあると言えることから、審査機関としての適格性を問われるものと考え。この点について上記の「融資基準の明確化」が果たされない以上、中立性の検証も困難であることから、制度運用上大いに疑義を抱かせるものであり、早急に係る場合の審査の中立性確保について県は方針を示す必要があると考える。(指摘)</p>	<p>本制度による保証付融資と商工中金のプロパー融資が併存する場合において、審査の中立性を確保し、保証付融資に不利な取扱いを行わないよう、平成23年度から県要綱等に新たな規定を設け、条件変更や代位弁済後に回収を行う場合は、原則としてプロパー融資と同時に行うこととする。</p>